

## 1 - 1 認定制度のスキームの変更について

### 1 答申の内容

<答申 p.8~10>

- 「より質の高いリサイクル」（循環資源の質に応じたマテリアルリサイクル）を促進するため、「繰り返しリサイクルされている製品」を認定するためのスキームを追加し、2段階の認定制度に変更する。
- 使用済品がマテリアルリサイクルに馴染まないものについても、リサイクルの促進の観点から引き続き認定の対象とすることを基本とする。
- 「繰り返しリサイクルされている製品」の認定の考え方としては、次のとおりとすることが適当である。
  - ① 使用済品を、生産者が自ら回収し、リサイクルすること。
  - ② 使用済品の回収ルートがある程度確立しており、リサイクルされる見込みが高いこと。ただし、この場合は使用済品が既存の回収ルートで回収できるか確認する必要がある。

### 2 認定制度のスキームの変更

(1) 2段階の認定制度への変更

- ・新たに「繰り返しリサイクルされている製品」を認定することとし、2段階の認定スキームとする。

図 1 - 1 - 1 新たな認定スキームと認定区分

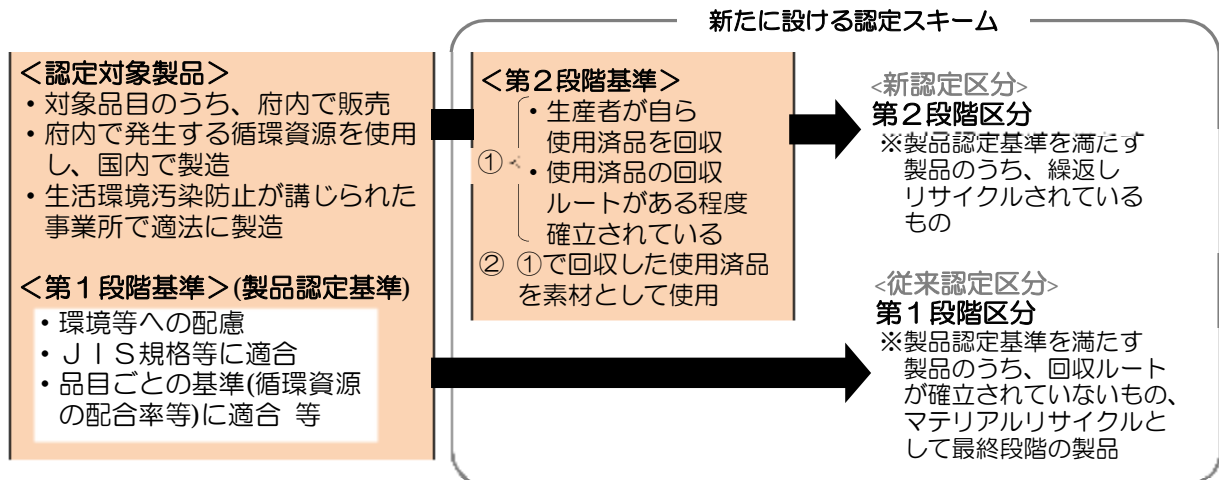
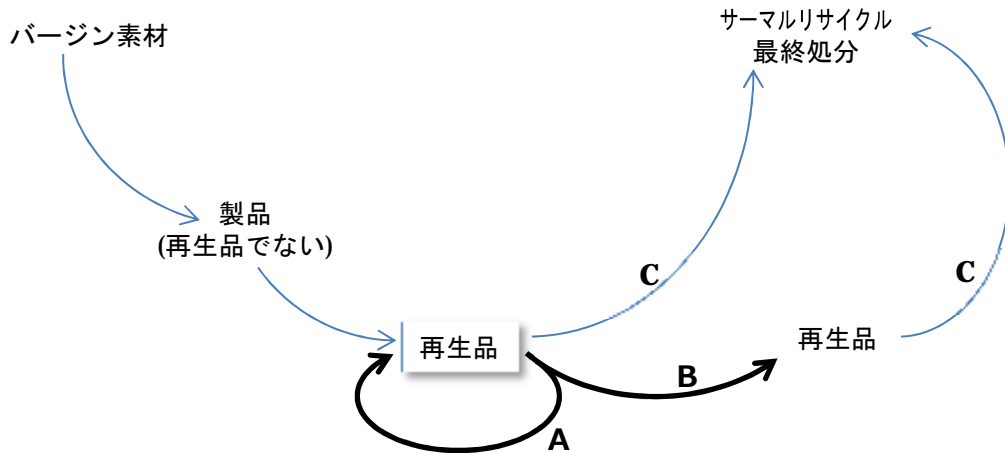


図1-1-2 『第1段階区分』と『第2段階区分』の認定製品について



※パターンA(水平リサイクル) :

認定製品の使用済品を同じ認定製品にリサイクル…『第2段階区分』として申請④

パターンB(カスケードリサイクル) :

認定製品の使用済品を別の製品にリサイクル…『第2段階区分』として申請④

パターンC :

認定製品の使用済品はマテリアルリサイクルできない、しない。

…『第1段階区分』として申請④



(2) 第2段階区分の基準と現認定製品における状況

- ・「繰り返しリサイクルされている」として新たに設ける区分である『第2段階区分』に係る認定基準を考察した。

(答申)	⇒	(基準案)
・使用済品を、生産者が自ら回収し、リサイクルすること。	⇒	①使用済品を <u>生産者自らが回収し、リサイクルすること。</u>
・使用済品の回収ルートがある程度確立しており、リサイクルされる見込みが高いこと。ただし、この場合は使用済品が既存の回収ルートで回収できるか確認する必要がある。	⇒	②使用済品を生産者自らが回収しないものの、リサイクルのための回収ルートがある程度確立しており、当該製品がその回収ルートを利用可能であること。

- ①②について、現在の認定製品における事例等は表1-1-1のとおり。

表1-1-1 回収方法の具体例等

①使用済品を 生産者自らが回収している	②使用済品を 生産者自らが回収していない
<p>・現在、自ら回収ルートを設定している認定製品は以下のとおり。</p> <p>&lt;例&gt;</p> <p>○学校給食用強化磁器食器 (破損等した認定製品について、回収箱を用いて回収している。)</p>  <p>○災害備蓄毛布 (耐用年数を超過した認定製品を新品に更新する際等に、使用済品を回収している。)</p> 	<p>z 使用済品を生産者自らが回収していない場合の例として、業界団体、販売店、再生事業者等による回収が考えられる。</p> <p>z これらの手法による場合は、使用済品の回収に係る生産者の関与の度合い等が一律でない。</p>



- 生産者自らが回収している①の製品と同等に、②を「第2段階区分」に位置づけるには、回収ルートへの関与度合い等について、状況把握と課題整理が必要。

- 今回の制度改正では、先行的に①のみ第2段階区分の認定基準とすることとする。
- ②については、府においてさらに事例収集を行うとともに、答申の趣旨に沿った「より質の高いリサイクル」を推進する制度となるよう、更なる検討を行う。

(3) 第2段階基準の適合性確認のための書類

- 第2段階基準への適合性を確認するため、申請等の際に以下の書類を求める。

- 回収ルートに係る書類  
(生産者自らが設けている回収ルートに係る書類)
- 回収した使用済品のリサイクルに係る書類  
(パターンAの場合：当該認定製品の製造工程に係る書類などで、使用済品を素材として生産ラインへ投入していることが分かるもの。第1段階区分に係る認定基準の確認書類と重複する場合は、省略可。  
(パターンBの場合：当該認定製品の使用済品を素材としている再生品(当該認定製品でないもの)の製造工程等に係る書類。

(4) 認定のながれ

・『第2段階区分』の認定に係るながれは、以下のとおり。

<p>① 制度改正後に 新たに申請 される製品 (再申請含む)</p>	<p>年2回の製品募集時に、第1段階基準及び第2段階基準への適合性に係る事項を所定様式に記入し、関係書類とともに申請。 ↓ 府にて第2段階基準の適合性を確認※<sup>1</sup>。 ↓ 部会にて第1段階基準の適合性を審査。 ↓ 基準に適合すると認められた製品については、認定証を作成(認定期間は3年間)。</p>
<p>② 制度改正後の、 認定製品の 第2段階区分 への変更</p>	<p>現に認定されている製品が、回収ルートを設定した等の理由により第2段階基準に適合する見込みとなった場合、事業者は変更等届出を府へ提出。 ↓ 府にて第2段階基準の適合性を確認※<sup>1</sup>。 ↓ 基準に適合すると認められた製品については、認定区分を変更するとともに、認定証を書換え(認定期間の終期は変更しない)。 ↓ 部会へ報告。</p>
<p>③ 制度改正時に 現に認定されて いる製品の 第2段階区分 への変更</p>	<p>制度改正時、現に認定を受けているすべての事業者に対して制度改正に係る周知を実施。 ↓ 現に認定されている製品が、第2段階基準に適合する見込みである場合、随時、事業者は変更等届出を府に提出。 ↓ 以降の手続きのながれは②と同様。</p>
<p>④ 認定期間中に 第2段階区分 不適合と なった場合</p>	<p>認定期間中において、回収を取りやめた等の理由により、第2段階基準に不適合となった場合、事業者は変更等届出を府に提出。 ↓ 府にて第2段階基準の適合性を確認※<sup>2</sup>。 ↓ 第2段階基準に不適合と認められる製品については、認定区分を変更するとともに、認定証を書換え(認定期間の終期は変更しない)。</p>

※1：使用済品を生産者自らが回収している場合は、第2段階基準の適合性の確認は事務的なものであるため、府が行う。

※2：第2段階基準不適合となる場合の審査は、府が実施する。

(現制度においても、「製品の原材料の状況」及び「製品の品質・安全性への配慮」等について変更があった際は、事業者より提出される変更等届出により、府で確認の上、認定取消及び認定証の書換え等を行っている)。

(5) 新制度運用開始時期

- ・ 2段階の認定制度への変更は、平成 27 年度第 2 回製品募集時より実施する。

### 3 認定製品の表示名称及び認定マーク

(1) 認定製品の表示名称及びマーク

- ・ 現制度で使用している表示である「大阪府認定リサイクル製品」及び認定マークについては、『第 1 段階区分』及び『第 2 段階区分』の両区分の製品にて使用できる表示とする。

図 1-1-3 「大阪府認定リサイクル製品」の認定マーク



(2) 『第 1 段階区分』の表示名称及びマーク

- ・ 「繰り返しリサイクル」されていないものの、従来どおりの基準にて認定する製品の認定区分の表示名称は、『なにわエコ良品』とする。
- ・ 『なにわエコ良品』の認定マークは、図 1-1-4 とする。

図 1-1-4 「なにわエコ良品」の認定マーク



(3) 『2段階区分』の表示名称及び認定マーク

- ・「繰り返しリサイクルされている」として認定する製品として、新たに表示名称及び認定マークを設ける。

<新たな表示名称及び認定マーク(素案)>

名称	趣旨	認定マーク
なにわエコ良品 プレミアム	環境省「プレミアム基準認定ガイドライン」と同様の呼称。	
なにわエコ良品 ゴールド	『1番上位の』という趣旨で、『ゴールド』を付与。	
なにわエコ良品 ネクスト	『製品の次も再生品になる』という趣旨で、『ネクスト』を付与。	
なにわ「めっちゃ」 エコ良品	『1段階上位の』という趣旨で、大阪弁の『めっちゃ』を付与。	
なにわええエコ良品	『良い(よい)』という趣旨で、大阪弁の『ええ』を付与。	
なにわeエコ良品	『良い(よい、いい)』という趣旨で、『e』を付与。	

※大阪府章を取り囲んでいる矢印の部分の色を、「なにわエコ良品(第一段階区分)」と変更するなど、差別化を図る。